

ご利用にあたってのお願い(分館)

1. 入館

学生1ヶ月単位利用

1ヶ月単位利用券により利用される場合は、当該利用券を係員に提示してください。ただし、学校ごとに利用者の名簿の提出があった場合は、その名簿により個人ごとの確認をさせていただきます。

個人利用

「武道館利用券(個人)」により利用される場合は、本館にある券売機で購入して、利用される前に弓道場入口の利用券整理箱に入れてください。

団体利用

係員にご連絡ください。

2. 退館

責任者は、許可された時間内に準備、片付け、清掃(ゴミ処理、整理整頓など)を終了し元のとおりに(現状回復)した後に退館してください。

3. 禁煙、火気厳禁

館内は全面禁煙です。備え付けの火気以外の使用は「厳禁」します。また、危険物品の持ち込みは固くお断りします。

なお、弓具修理等のためLPガスを使用した場合は、ガスボンベ及びコンロの元栓を必ず締めてください。

4. 火災、盗難、負傷、施設設備の損傷等の事故防止及び届け出

これらの事故を防止するため、適宜、要員を配置し、申請者(主催者)が責任を持って対処してください。また、万一、事故が発生した場合や施設設備を傷つけた場合などには直ちに係員にご連絡ください。

5. 整理整頓

弓具・道衣等は、これを整然と置き、弓道の練習・稽古のために必要としない物品を館内に置かないでください。

6. ゴミ処理

入場者が持ち込んだ清涼飲料水、ジュース、水等の容器(空缶、空ビン、ペットボトル、プラスチック及びビニール類)については係員の指示に従い、申請者(主催者)の責任において処理してください。

7. 駐車場、駐輪場、入場者の整理

駐車場、駐輪場、入場者の整理等については主催者が現場に整理員を配置し、又は巡回、指導して、路上(違法)の駐車、駐輪をまねくことのないよう主催者の責任において行ってください。また、本館の構内においては指定場所以外は「駐禁」です。

8. 打ち合わせ

団体・大会等の利用の場合で、多数の入場者が見込まれるときは、できるだけ早めに係員と計画全般についての打ち合わせをしてください。

9. 節電・節水

節電・節水に心掛けてください。

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例又は同施行規則に違反するときは、利用許可を取り消し、又は利用を停止することがあります。

高知県立武道館